

監査公表第14号(平成28年7月8日、県公報第3807号登載)

**新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果に基づく措置通知  
(平成27年度)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告(平成28年3月28日27監総第473号-2)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年7月8日

福岡県監査委員  
同  
同  
同

山下 芳郎  
伊藤 龍峰  
行正 晴實  
岩元 一儀

28社活第254号  
平成28年5月26日

福岡県監査委員 山下芳郎様  
同 伊藤龍峰様  
同 行正晴實様  
同 縣 善彦様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について(通知)

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部	前年度に引き続き、備品購入において、検収が適正に行われていなかった。	支出書類に独自の項目を追加したチェックリストを必ず添付し、財務担当者、副長、出納員によるチェックを徹底する。

28保総第345号  
平成28年6月1日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿  
同 伊藤龍峰 殿  
同 行正晴實 殿  
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 粕屋保健福祉 事務所	現金領収証の取扱いにおいて、不適正なものがあった。	現金領収証と需用品等出納簿との照合を定期的に行うとともに、現金領収に関するマニュアルを作成した上で、担当職員に対し研修を行い、適正処理が確保できるように努める。
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	物品の処分において、財務規則等関係法令に基づく手続きがなされないまま、廃棄されていた。	今後は、物品の廃棄処分に関しては財務規則上の処分手続き等を職員に周知徹底させ、決裁ルート職員が規則、関係法令をしっかりと確認することとする。 なお、指摘を受けた物品については、総務事務センター調達班に事務手続きや方法を確認し、財務規則に基づく処分手続きを行うとともに、医療法に基づく届出を行った。
	生活保護費において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給過大となっていた。	今後は確認票による履行確認を行い、誤認定防止を図る。 なお、認定誤りにより生じた過払い金については、生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。

<p>保健医療介護部 京築保健福祉 環境事務所</p>	<p>生活保護費の返還において、生活保護法による費用徴収決定がないにもかかわらず、現金を受領していた。</p>	<p>迅速な費用徴収決定に努め、決定後納付書による返還を求めること、及びやむを得ず現金を受領する場合は、出納員とともに対応し、必ず県指定の現金領収証により処理すること等を職員に周知徹底した。</p>
<p>保健医療介護部 田川保健福祉 事務所</p>	<p>生活保護費において、高等学校就学費の認定手続きを行っておらず、支給不足となっていた。</p>	<p>今後は課長、係長が一覧表により認定漏れがないか確認、各担当は認定確認表をケース台帳に編綴し実績を記録するとともに、4月と11月の全ケース台帳回覧を徹底する。 なお、特別基準審査会を開催し、高等学校就学費を遡及支給した。</p>

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>保健医療介護部</p>	<p>生活保護費返還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて、増加している。</p>	<p>未済の解消については、債権回収員や担当ケースワーカーとも連携し、適切な督促業務が行えるよう努める。</p>
	<p>県外出張旅費において、不要な後泊を承認したため、支給過大となっていた。</p>	<p>今後は、急な後泊についても、電話等での事前承認を得ることを徹底する。また、決裁権者（副所長）は、総務係長とともにその必要性を十分検証し、その内容を精査することで再発防止に努める。 なお、旅費の支給過大額は平成28年1月に返納した。</p>
	<p>壁掛けエアコンの廃棄において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者と契約せず、かつ、法に基づく契約書も取り交わしていなかった。</p>	<p>今後は、物品の廃棄にあたっては、決裁ルート職員が関係法令をしっかりと確認するとともに、環境部門にも合議し、適正な処理に努める。 なお、廃棄を依頼した業者が排出事業者としてエアコンを適正に処理していたことを確認した。</p>
	<p>生活保護費において、教材代及び夏季施設参加費の認定漏れにより、支給不足となっていた。</p>	<p>今後は、教材代等の支給決裁時にチェック表を導入すること等によりチェック体制の強化を図る。 なお、支給不足分については追加で支給した。</p>

保健医療介護部	<p>生活保護費において、小学校教育費等の支給開始日の誤りにより、支給過大となっていた。</p>	<p>今後は支給実績表により各担当・係長が確認を行い誤認定の防止を図る。</p> <p>なお、支給開始日の誤りにより生じた過払い金については、生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。</p>
	<p>生活保護費において、住宅費の認定誤りにより、支給不足となっていた。</p>	<p>今後は住宅扶助基準の改正時は担当員が家賃額を全件入力し、課長、係長が全件確認する。</p> <p>なお、特別基準審査会を開催し、誤認定による支給不足額について、全額遡及支給した。</p>
	<p>生活保護費において、住宅費の認定誤りにより、支給過大となっていた。</p>	<p>今後は実際家賃額をもれなく入力し、一斉点検時に認定状況確認簿によりチェック機能の強化を図る。</p> <p>なお、住宅扶助費を正当額に変更し発生した過払い金については生活保護法第63条による返還処理を行った。</p>

28福総第 663号  
平成28年6月21日

福岡県監査委員 山下芳郎様  
同 伊藤龍峰様  
同 行正晴實様  
同 縣 善彦様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	清掃業務に係る契約において、契約書に暴力団排除条項を明記していなかった。	契約書について、これまで担当者がそれぞれ作成していたものを見直し、その書式を統一した。 また、暴力団排除条項について、最新の通知を把握し、適正な事務処理に努める。

